

議案第9号

三朝町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について

次のとおり三朝町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（三朝町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 三朝町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（開示決定等の期限） 第4条 開示決定等は、開示請求があつた日（<u>法第77条第1項に規定する開示請求書が実施機関に到達した日をいう。以下同じ。</u>）から<u>30日以内</u>にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 略	（開示決定等の期限） 第4条 開示決定等は、開示請求を受理した日の翌日から<u>15日以内</u>にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 略
（開示決定等の期限の特例） 第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から<u>60日以内</u>にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の規定にか	（開示決定等の期限の特例） 第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求を受理した日の翌日から<u>45日以内</u>にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条及び法第83条第2項の

かわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) 略	規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)・(2) 略
--	--

(三朝町情報公開条例の一部改正)

第2条 三朝町情報公開条例（平成11年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開示請求に対する決定等) 第12条 実施機関は、第6条の規定による開示請求書を受理したときは、<u>開示請求があつた日（開示請求書が実施機関に到達した日をいう。）から30日以内に</u>、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。 2～4 略	(開示請求に対する決定等) 第12条 実施機関は、第6条の規定による開示請求書を受理したときは、<u>受理した日の翌日から起算して15日以内に</u>、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。 2～4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。